

平成 26 年 3 月 28 日

消 防 庁

入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（案）等に対する意見募集の結果及び告示の公布

消防庁では、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（案）等の内容について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該告示を公布しました。

1 改正内容

今回の入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件において、入居者等の避難に要する時間の算定方法、火災発生時に確保すべき避難時間の基準及び廊下に通ずる通路の基準を定めるものです。
- (2) 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準において、特定駐車場用泡消火設備に係る性能、試験その他設置及び維持に関して必要な技術上の基準を定めるものです。

2 意見募集の結果

告示案について、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 30 日までの間、意見を募集したところ、3 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の告示を公布しました。

- (1) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成 26 年消防庁告示第 4 号）
- (2) 特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成 26 年消防庁告示第 5 号）



(事務連絡先)

消防庁予防課

(担当：吉村補佐、青島)

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件等について (概要)

消 防 庁 予 防 課

1、入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件について

【制定理由】

スプリンクラー設備を設置することを要しない構造として消防法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 19 号）による改正後の消防法施行規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項に規定されるもののうち、消防庁長官が定めることとされている入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定めるものである。

【制定内容】

○入居者等の避難に要する時間の算定方法

次に掲げる時間を合算した時間を要するものとする。

- ・入居者等が避難を開始するまでに要する時間
- ・入居者等が屋外までの避難を完了するまでに要する時間

○火災発生時に確保すべき避難時間の基準

次に掲げる各条件に応じ掲げる時間を確保すべきものとする。

- ① 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもの：4分
- ② 次の式に該当する場合：4分
$$\text{居室の床面積} \times (\text{床面から天井までの高さ} - 1.8\text{m}) \geq 200 \text{ m}^3$$
- ③ 上記①及び②のすべてに該当するもの：5分
- ④ 上記①及び②のいずれにも該当しないもの：3分

○廊下に通ずる通路の基準

共同住宅における住戸内の各居室から廊下に通ずる通路の基準は次のとおりとする。

- ① 居室から廊下に通ずる通路が、当該居室以外の居室を通過しないこと。
- ② 居室の開口部のうち廊下に通ずる通路に面するものは、随時開くことができる自動閉鎖装置付きの戸を設けたものであること。

【施行期日】平成 27 年 4 月 1 日

2、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準

【概要】

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 26 年総務省令第 23 号）の施行に伴い、特定駐車場用泡消火設備に係る性能、試験その他設置及び維持に関して必要な技術上の基準を定める。

【入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（案）等
 についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

| 番号 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|----|--|--|
| 1 | 告示第六開放個数の試験方法において、ヘッド間の距離を最大に配置しているが、実際の設置現場ではそれよりも小さい場合もあるので考慮すべきはないか。 | <p>「告示第六 開放個数の試験方法」は、水源水量を算定するための試験方法について規定したものであり、ヘッド相互間の距離が近接するほど早期に熱を感知し延焼を抑制するため、開放個数が減少し、水源水量も減少することとなります。</p> <p>そのため、ヘッド間の距離を最大とすることにより、通常考えられる合理的なヘッド配置等、任意のヘッド設置間隔に対し、適切な水量を確保することが可能となります。</p> |
| 2 | 水溶液ヘッドや感知継手などは、機器自体の感度基準も求めた上に、さらに、火災実験による感知性能も求めている。火災実験による感知性能だけ求めれば良いのではないか。 | 告示第三については、機器本体が有効に熱を感知し、所定の時間内に作動するか確認を行うものであり、告示第四の試験では、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手の設計上の感知範囲について確認する試験となります。 |
| 3 | 告示第六開放個数の試験方法において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満のものは七十九度未満の結果で確認ができるようになっているが、それぞれの標示温度に応じた試験による確認が必要ではないのか。また、標示温度が百二十一度以上のヘッドの扱いを知りたい。 | <p>「告示第六 開放個数の試験方法」は、水源水量を算定するための試験方法について規定したのですが、十分な水源水量を確保することができるため、より作動しやすい温度での試験方法も認めているものです。</p> <p>なお、特定駐車場において、取り付ける場所の最高周囲温度が六十四度以上となる部分は存在しないため、標示温度が百二十一度以上のヘッドは設置することができません。</p> |